

技術職員の有資格・対応業種コード及び経審配点一覧表（1／3）

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1〇」…1点（実務経験5年）
「1※」…1点（実務経験3年） 「1〇」…1点（実務経験5年）は、審査基準日が令和5年7月1日以降の場合に技術職員として認められます。

コード	建設業の種類	建設業の種類																																
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
001	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務経験)	1業種につき1点を配点																																
002	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)	1業種につき1点を配点																																
003	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)	1業種につき1点を配点																																
004	法第15条第2号 ハ 該当(同号ロと同等以上)	1業種につき1点を配点																																
005	令第28条該当 ※監理技術者を補佐する資格を有する者(該当する業種について主任技術者となる資格を有し、1級技師補である者)	監理技術者を補佐する者として配置可能な2業種以内に限り4点づつ配点																																
建設業法（技術検定）	111 1級建設機械施工管理技士	5	5				5	5									5																	
	11F 1級建設機械施工管理技士補																																	
	212 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2	2				2	2									2																	
	21G 2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																																	
	113 1級土木施工管理技士	5	5			1※	5	5	5	1※			1※	5	5	1※	5	5			5	1※		1※		1※		5		1※	5	(注6)		
	11H 1級土木施工管理技士補					1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※	1※					1※	1※		1※		1※		1※		1※	1※			
	214 2級土木施工管理技士	2	2			1〇	2	2	2	1〇			1〇	2	2	1〇	2	2			1〇	1〇		1〇		1〇		2		1〇	2	(注6)		
	21J 2級土木施工管理技士補					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇	1〇					1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇			
	215 2級土木施工管理技士					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇	1〇					2	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇			
	21K 2級土木施工管理技士補					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇	1〇					1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇			
	216 2級土木施工管理技士					1〇	2	2	1〇	1〇			1〇		1〇	1〇					1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇			
	21L 2級土木施工管理技士補					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇	1〇					1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇			
	120 1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5					5	5	5	5	1※	5		5	1※	1※	5	(注6)		
	12C 1級建築施工管理技士補			1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※		1※	1※					1※	1※	1※	1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※		
	221 2級建築施工管理技士			2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇		1〇	1〇					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	2	(注6)	
	222 2級建築施工管理技士			2	1〇	2	2	1〇	1〇				2	2	2	2					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	2	(注6)	
	223 2級建築施工管理技士補			2	2	1〇	1〇	2	2				2		1〇						2	2	2	2	2	1〇		2	1〇	1〇	1〇	1〇		
	22D 2級建築施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇				1〇		1〇	1〇					1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		
	127 1級電気工事施工管理技士										5													1※										
	12E 1級電気工事施工管理技士補																							1※										
	228 2級電気工事施工管理技士										2													1〇										
	22F 2級電気工事施工管理技士補																							1〇										
	129 1級管工事施工管理技士										5													1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	12G 1級管工事施工管理技士補																							1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	
	230 2級管工事施工管理技士										2													1〇	1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	
	23A 2級管工事施工管理技士補																							1〇	1〇	1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	
	131 1級電気通信工事施工管理技士																																	5
	13B 1級電気通信工事施工管理技士補																																	
	232 2級電気通信工事施工管理技士																																	2
	23C 2級電気通信工事施工管理技士補																																	
	133 1級造園施工管理技士							1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※						1※	1※		1※		5	1※	1※	1※	1※	1※	
13D 1級造園施工管理技士補							1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※						1※	1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※		
234 2級造園施工管理技士							1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇						1〇	1〇		1〇		2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		
23E 2級造園施工管理技士補							1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇		1〇	1〇						1〇	1〇		1〇		1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		
建築士法	137 1級建築士			5	5					5			5	5	5							5												
	238 2級建築士			2	2					2			2										2											
	239 木造建築士				2																													
	141 建設・総合技術監理(建設)	5	5				5	5			5																	5				5	(注7)	
142 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	5	5				5	5			5			5	5													5				5	(注7)		
143 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	5	5				5	5																											
144 電気電子・総合技術監理(電気電子)										5																	5							
145 機械・総合技術監理(機械)																										5								
146 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)													5													5								
147 上下水道・総合技術監理(上下水道)													5																					
148 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)													5															5				5		
149 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	5	5				5	5															5												
150 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																													5					
151 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	5	5				5	5																						5					
152 衛生工学・総合技術監理(衛生工学)												5																						
153 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)												5																				5		
154 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)												5																				5	5	

技術職員の有資格・対応業種コード及び経審配点一覧表（3/3）

コード		建設業の種類																																					
		土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	カ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解						
190	金属塗装・金属塗装工(1級)																				2																		
290	金属塗装・金属塗装工(2級)																				1																		
191	噴霧塗装(1級)																				2																		
291	噴霧塗装(2級)																				1																		
167	路面標示施工																					2																	
192	畳製作・畳工(1級)																						2																
292	畳製作・畳工(2級)																						1																
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)																						2																
293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)																						1																
194	熱絶縁施工(1級)																								2														
294	熱絶縁施工(2級)																								1														
195	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																																	2					
295	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)																																	1					
196	造園 (1級)																											2											
296	造園 (2級)																												1										
197	防水施工(1級)																						2																
297	防水施工(2級)																						1																
198	さく井(1級)																																		2				
298	さく井(2級)																																		1				
061	地すべり防止工事																																						
040	基礎くい工事																																						
062	建築設備士																																						
063	計装																																						
060	解体工事																																						2
064	基幹技能者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第4号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製作作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 平成27年度までの合格者については、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講を必要とします。
- (注7) 解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講を必要とします。
- (注8) 電気通信事業法に基づく工事担当者資格証の交付を受けた者（令和3年4月1日以降の試験あるいは養成課程を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担当者資格証の交付を受けた者又は総合通信の工事担当者資格証の交付を受けた者に限る）であって、その資格証の交付後、3年以上の実務経験を有する者に限られます。